

千葉県告示第440号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年5月24日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
コペルプラス イコアス千城台教室 千葉県千葉市若葉区 千城台北3丁目21 番1号 イコアス千城台2F	東食品株式会社 東京都港区南青山7丁目 3番1号 代表取締役 鈴木 勝	令和5年 6月1日	1250102298	児童発達支援